

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社ダイニチ

業者の住所 : 長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 1 7 0 5

2 指名停止措置期間 : 令和 2 年 1 0 月 2 8 日～令和 3 年 2 月 2 7 日 (4 か月)

3 指名停止措置の範囲 : 九州新幹線建設局管内

4 事実概要

当該業者の代表取締役が、平成 3 1 年 3 月に長崎県波佐見町が発注した小中学校の空調機取り付け工事 3 件について、町職員から設計金額を入札前に教えてもらい落札したとして、令和 2 年 9 月 1 6 日、長崎県警より公契約関係競売入札妨害の疑いで、逮捕された。

5 指名停止措置理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 10 項（下記参照）に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停 止 事 由	停 止 期 間
1～9 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (第 12 項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 12 か月以下
11～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 0 4 5 - 2 2 2 - 9 0 4 1 (直通)